

◎新潟県告示第925号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成27年6月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地域区域	埋立地の区分
糸魚川市大字寺地字中川原 1191 番、1191 番 1、1192 番 1、1195 番 1、1200 番 1、1201 番、1201 番 1、1201 番 2、1201 番 3、1202 番、1203 番 1、1204 番 1、1205 番、1206 番 1、1207 番 3、1207 番 8、1208 番子、1208 番 1、1208 番 2、1209 番子、1209 番 1、1209 番 2、1210 番、1211 番、1212 番、1213 番 1、1213 番 2、1214 番 1、1276 番 1、1276 番 4、1278 番 1、1278 番 2、1278 番 3、1278 番 4、1279 番、1280 番、1281 番、1282 番、1283 番、1284 番、1285 番、1285 番子、1285 番 4、1285 番 8、1285 番 11、1286 番 1、1286 番 3、1287 番 1、1287 番 2、1288 番 1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第2号